

# 商 工 業 者 法 定 台 帳

(令和3年 月 日)

小野田商工会議所

① 本店が本会議所の地区内にある場合は本店の事項  
本店が地区外にある場合は地区内の最も主たる支店（営業所、事務所、工場又は事業場）の事項

(フリガナ)			
事業所名			
代表者名 (管理者名)	(フリガナ)		(フリガナ)
	役 職		氏 名
所在地	〒	電話番号	
		F A X 番号	
業種		事業開始 年 月	年 月
事業内容			

② 本店が本会議所の地区外にある場合に限り本店の事項

(フリガナ)			
事業所名			
代表者名	(フリガナ)		(フリガナ)
	役 職		氏 名
所在地	〒	電話番号	
		F A X 番号	
業種		事業開始 年 月	年 月
事業内容			

③ 本会議所の地区内の営業所、事務所、工場又は事業場について（地区内の営業所等を総括して）

従業員数	4月1日現在	最近1年間における 人 概算売上高（取引高含む）	円
------	--------	-----------------------------	---

④ ①記入以外の本会議所の地区内の営業所、事務所、工場又は事業場の名称、所在地、管理者名

名 称	所 在 地	電 話 番 号	管 理 者 名

⑤ 資本金額又は払込出資総額

	円
--	---

⑥ 特記事項がございましたらご記入ください  
(商標特許等の概要地その他の特徴など)

--

■この商工業者法定台帳にご登録いただいた事項は、本商工会議所の事業の適正かつ円滑な実施に資する目的にのみ、本台帳を運用いたします。

(商工会議所法第11条第1項)

■本商工会議所は、本台帳を善良なる管理者の注意をもって管理いたします。(同法第11条第2項)

■外部に秘密の事項には、赤で○印を付してください。

■本会議所が、秘密に属する事項を他に漏らしたり、窃用したりすることはありません。(同法第11条第3項)

## 《記入例》

## 商 工 業 者 法 定 台 帳

(令和〇年 8月〇日)

小野田商工会議所

- ① 本店が本会議所の地区内にある場合は本店の事項  
本店が地区外にある場合は地区内の最も主たる支店（営業所、事務所、工場又は事業場）の事項

(フリガナ)	カブシキガイシャ ニッポンコウギョウ オノダコウジョウ			
事業所名	株式会社 日本工業 小野田工場			
代表者名 (管理者名)	(フリガナ)	コウジョウチョウ	(フリガナ)	タナカジロウ
	役 職	工場長	氏 名	田中 二郎
所在地	〒756-△△△△ 山陽小野田市〇〇町 4-5		電話番号	0836-83-〇〇〇〇
			FAX番号	0836-83-〇〇〇〇
業種	製造業		事業開始 年 月	平成20 年 1 月
事業内容	〇〇製造・販売 △△製品リサイクル事業			

- ② 本店が本会議所の地区外にある場合に限り本店の事項

(フリガナ)	カブシキガイシャ ニッポンコウギョウ			
事業所名	株式会社 日本工業			
代表者名	(フリガナ)	ダイヒョウトリシマリヤク	(フリガナ)	ニッポン タロウ
	役 職	代表取締役	氏 名	日本 太郎
所在地	〒891-0123 東京都港区〇〇3 番 21 号		電話番号	03-〇〇〇〇-△△△△
			FAX番号	03-〇〇〇〇-××××
業種	製造業		事業開始 年 月	明治23 年 10 月
事業内容	〇〇製造・販売			

- ③ 本会議所の地区内の営業所、事務所、工場又は事業場について（地区内の営業所等を総括して）

従業員数	4月1日現在	最近1年間における	(全社 38 億 2000 万円)
	32 人	概算売上高（取引高含む）	5 億 7000 万 円

- ④ ①記入以外の本会議所の地区内の営業所、事務所、工場又は事業場の名称、所在地、管理者名

名 称	所 在 地	電 話 番 号	管 理 者 名
(株)日本工業高千帆工場	山陽小野田市◆◆町 1-1	0836-84-〇〇〇〇	工場長 山田 三郎

- ⑤ 資本金額又は払込出資総額

7,000 万 円
-----------

- ⑥ 特記事項がございましたらご記入ください  
(商標特許等の概要地その他の特徴など)

当工場の製品〇〇は「△△△」の名称で国内シェアNo.1
-----------------------------

■この商工業者法定台帳にご登録いただいた事項は、本商工会議所の事業の適正かつ円滑な実施に資する目的にのみ、本台帳を運用いたします。

(商工会議所法第11条第1項)

■本商工会議所は、本台帳を善良なる管理者の注意をもって管理いたします。(同法第11条第2項)

■外部に秘密の事項には、赤で〇印を付してください。

■本会議所が、秘密に属する事項を他に漏らしたり、窃用したりすることはありません。(同法第11条第3項)